

山梨県広告事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が保有する資産（県の発行する印刷物、県のホームページ等を含む。以下「県資産」という。）を広告媒体として有効活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 広告事業は、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源を確保し、及び物品又は役務の提供を受け、もって県民サービスの維持・向上を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広告を掲載し、又は特定の名称を付与することができる県資産をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は特定の名称を付与することをいう。
- (3) 広告事業 県資産を広告媒体の用に供し、これに伴う広告料を徴収し、又は物品若しくは役務の提供を受けることをいう。

（広告事業の範囲）

第4条 広告事業の実施に当たっては、広告媒体が有する県資産としての本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、当該広告事業の公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 広告事業に係る掲載基準（以下「広告事業掲載基準」という。）は、別に定めるものとする。

（広告媒体ごとの募集方法等）

第5条 広告媒体ごとの募集方法、予定価格、選定方法等については、原則として当該広告に係る広告媒体を所管する部長（財務規則第2条第1号に定める部長をいう。）が、別に定め、広告主又は広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）を募集するものとする。

（広告掲載の中止等）

第6条 部長は、次の各号にいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主等が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

- (3) 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主等の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主等が書面により、広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) 広告掲載期間中において広告事業掲載基準第2又は第3に該当するに至ったとき。
- (7) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第7条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときはこの限りでない。

(広告主等の責務)

第8条 掲載した広告に関する一切の責任は、広告主等が負う。

- 2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲載の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主等が負担する。
- 3 第三者から、広告掲載に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときには、自らの責任で解決しなければならない。

(広告審査委員会)

第9条 広告事業の適否を審査するため、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員長は、総務部次長を、委員は、高度政策推進局次長及び産業政策部次長をもってあてる。ただし、委員長が審査に関し必要と認めるときは、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 前項に規定する各部局の次長が複数の場合は、あらかじめ当該部局の長が指定する次長をもって、委員長又は委員にあてる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第10条 審査委員会の会議は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告掲載の適否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査委員会の庶務)

第 11 条 審査委員会の庶務は、総務部資産高度利用推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。